

要 旨

外務省大臣官房総務課外交史料館船橋分室は、2011年に公文書管理法が制定された1年後の2012年に外務省大臣官房会計課から特定歴史公文書等（非現用文書）の保存場所として外交史料館に移管された建物である。

船橋分室はその名の通り、千葉県船橋市西船に所在しており、同地の気候が「比較的温暖な海洋性気候」であり、且つ、建物については、以前は一般執務室として使用していたもの「文化財の展示収蔵環境レベル4（博物館等の基本的機能を果たしている場合）に相当（外部環境からおおむね遮断されている、土地整備が行われており、建物の雨水の排水設備も整っている、建物に空調設備がある）」で、もともと書庫として建築された建物ではないため、移管前の2010年と2011年に断熱材の補強、ダイキン水配管レス調湿外気処理機DESICA及び電動書架の設置等の改修工事を行い、移管後も書庫として運用していくための環境整備を行っていく必要があった。

本稿では、最初に外務省外交史料館船橋分室の立地、施設の概要、建物・書庫を維持管理するため日々行っている業務、書庫内の状況につき記述しつつ、保存場所の基礎的条件をどの程度満たしているのかを説明、その後、懸案事項となっている書庫の環境整備に必須となる黴を発生させないために使用している補助機械空調にて施設内環境を制御する「高気密高断熱・機械空調補助方式」での湿度管理、及び、「我が国の文化財は木材や紙、皮革、布、膠、糊などの有機素材が圧倒的に多い」ため、史料が昆虫の餌や営巣場所となり損傷を受けやすいことを踏まえ毎年夏に書庫内に侵入する害虫の種類を明らかにすることで害虫による史料被害を事前に防ぐことを目的とする徘徊虫用粘着性トラップを利用した害虫調査についての調査結果についての報告、それぞれの調査結果から導き出された今後の対策につき記述した。その結果、湿度を60%以下に保つことに成功し、湿度管理に万全を期すことが出来れば黴の発生を防ぎ、その黴を捕食する害虫の栄養源を取り除くことを可能とすることで害虫の削減に期待が持てることとなり、また、トラップとしてバーカット（ドアの隙間部分に棒状のゴムを接着することで虫の侵入を防ぐ）の設置を検討することで外部からの害虫の侵入を防ぐことに期待がもてることとなった。